

青森大学教員養成課程規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学（以下「本学」という。）学則第11条第1項第3号の規定に基づき、本学における教育職員免許状を取得するための教員養成課程（以下「本課程」という。）に関し必要な事項を定める。

(理念及び趣旨)

第2条 本学の教員養成に対する理念は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 人間性豊かで幅広い知見を備えた教員養成
- (2) 教職に対する誇り、情熱、使命感を備えた教員養成
- (3) 生涯にわたり学び続ける教員養成

2 本課程の設置の趣旨は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各学部・学科及び本課程での学習を通じて身に付けた幅広い教養と高度で専門的な知識・技術を活かし、生徒の多様な将来設計を支援できる教員を育成する。
- (2) 本課程で学んだ知識・技術をもとに、教職に対する誇りと情熱および高い使命を自覚し、生徒に対する深い愛情と適切な理解で、生徒の人格形成および学ぶ力を伸ばす教育を実践できる教員を育成する。
- (3) 本学での教育を通じて修得した知識・技術をもとに、教育の不易と流行を見極めつつ不断の研修に励み、教員としての資質能力の向上を図り、社会の変化に柔軟に対応できる教員を育成する。

(運用)

第3条 本課程の運用は、教務委員会教職教育センターが行う。

(受講対象)

第4条 本課程は、総合経営学部及びソフトウェア情報学部の学生並びに科目等履修生が履修できる。

第5条 本課程は中学校教諭一種免許状「保健体育」「数学」及び、高等学校教諭一種免許状「保健体育」「商業」「数学」「情報」を得ることに適する授業を行う。

第6条 本課程において前条の免許状を取得しようとする者は、次の各号に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- (1) 教科及び教科の指導法に関する科目は、別表1の定めるところにより修得するものとする。
- (2) 教育職員免許法施行規則第66条6に定める科目は、別表2の定めるところにより修得するものとする。
- (3) 教職に関する科目は、別表3の定めるところにより修得するものとする。

第7条 教育実習は特に協力を委託した中学校又は高等学校において個別実習又は集団実習を行うこととする。

(履修方法)

第8条 次の各号の規定を除き、第6条に定める科目の履修方法は、履修規程の定めるところによる。

(1) 科目等履修生を除き、GPA2.5 未満の者は原則翌期において、第6条第1項第3号に規定する教職に関する科目を履修することができない。

(2) 教育実習の申込み及び実施については申込み及び実施の前年度までに別表4に定める条件を満たしたものを対象とする。

2 やむを得ない理由により前項各号の条件に抵触した者については、教職教育センターで審議の上、教職に関する科目の履修並びに教育実習の申込み及び実施を認めることができる。

(費用)

第9条 本課程を履修する者は、教育実習を受講する年度の4月に教育実習謝礼金及び通信費他として所定の額を納入するものとする。

2 本課程を履修する者は、介護等体験実習を受講する年度開始前までに介護等体験実習費として所定の額を納入するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教職教育センター及び教務委員会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から改定施行する。

附 則

1 この規程は、平成2年4月1日から改定施行する。

2 この規程施行の際、従前の旧免許状授与の所要資格を得させるための専門教育科目の教育課程（以下「旧課程」という。）については、平成2年3月31日に当該旧課程が適用される学科に在学していた者が、当該学科に存在しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 第 8 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 31 日に在学する学生（令和 5 年 4 月 1 日以降に編入学した学生を含む。）の履修方法については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 社会学部社会科学科は、改正後の第 8 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、令和 8 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者(令和 8 年 4 月 1 日以降に編入学した学生を含む。)が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。履修方法については、なお、従前の例による。

〈別表1(第3条第1項、教科及び教科の指導法に関する科目)〉

中学校・高等学校教諭一種免許状「保健体育」

			経営学科	
免許施行規則に			左記に対応する開設授業科目	
定める科目区分等			授業科目	単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	体育実技	○ 体育実習(体力づくり運動)	1
			○ 体育実習(器械体操)	1
			○ 体育実習(陸上競技)	1
			○ 体育実習(水泳)	1
			○ 体育実習(球技)	1
			体育実習(スノースポーツ)	1
			○ 体育実習(ダンス)	1
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	○ スポーツ心理学	2
			○ スポーツ経営学	2
			○ スポーツマネジメント論	2
			スポーツマーケティング論	2
			スポーツ産業論	2
			○ スポーツ社会学	2
			体育方法学(球技)	2
			体育方法学(柔道)	2
			体育方法学(雪上スポーツ)	2
			○ 運動学	2
		生理学 (運動生理学を含む。)	○ 生理学	2
		衛生学・公衆衛生学	○ 衛生学	2
		学校保健 (小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	○ 学校保健	1
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○ 保健体育科教育法Ⅰ	2
			○ 保健体育科教育法Ⅱ	2
			○ 保健体育科教育法Ⅲ	2
			○ 保健体育科教育法Ⅳ	2

・○印は必修科目とする

・中学校一種は上記より○印を含め28単位以上を修得すること

・高等学校一種は上記より○印を含め24単位以上を修得すること

・大学が独自に設定する科目 (別表1及び別表3の最低必修単位(中55単位、高47単位)を超えて修得した単位)	中4単位、高12単位以上 別表1及び別表3より○印を含め59単位以上を修得すること
---	--

高等学校教諭一種免許状「商業」

			経営学科	
免許施行規則に			左記に対応する開設授業科目	
定める科目区分等			授業科目	単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	商業の関係科目	○ 商業簿記(初級)Ⅰ	4
			○ 商業簿記(初級)Ⅱ	4
			商業簿記(中級)	4
			工業簿記(中級)	4
			コーポレートファイナンス論	2
			○ 金融論	2
			○ ビジネス実践	4
			経営分析論	2
			経済学Ⅰ	2
			経済学Ⅱ	2
			○ 経営学総論	2
			経営管理論	2
			マーケティング論Ⅰ	2
			マーケティング論Ⅱ	2
			原価計算(上級)	2
			商業簿記(上級)	2
		職業指導	○ 職業指導Ⅰ	2
			○ 職業指導Ⅱ	2
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○ 商業科教育法Ⅰ	2
			○ 商業科教育法Ⅱ	2

・○印は必修科目とする

・高等学校一種は上記より○印を含め24単位以上を修得すること

・大学が独自に設定する科目 (別表1及び別表3の最低必修単位(47単位)を超えて修得した単位)	12単位以上 別表1及び別表3より○印を含め59単位以上を修得すること
--	--

中学校教諭一種免許状「数学」
及び高等学校教諭一種免許状「数学」

		ソフトウェア情報学科		
免許施行規則に		左記に対応する開設授業科目		
定める科目区分等		授 業 科 目	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	代数学	○代数学Ⅰ	2
			○代数学Ⅱ	2
			○情報数学	2
		幾何学	○幾何学	2
		解析学	○解析学Ⅰ	2
			○解析学Ⅱ	2
			○数値解析	2
		「確率論、統計学」	○確率・統計	2
		コンピュータ	○情報理論	2
			○コンピュータ基礎	2
			○アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	2
			○シミュレーション	2
			オペレーションズリサーチ	2
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○数学科教育法Ⅰ	2
			○数学科教育法Ⅱ	2
			○数学科教育法Ⅲ	2
			○数学科教育法Ⅳ	2

- ・○印は必修科目とする
- ・中学校一種は上記より○印を含め28単位を修得すること
- ・高等学校一種は上記より○印を含め24単位を修得すること

・大学が独自に設定する科目 (別表1及び別表3の最低必修単位(中55単位、高47単位)を超えて修得した単位)	中4単位、高12単位以上 別表1及び別表3より○印を含め59単位以上を修得すること
---	--

高等学校教諭一種免許状「情報」

		ソフトウェア情報学科		
免許施行規則に		左記に対応する開設授業科目		
定める科目区分等		授 業 科 目	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	情報社会(職業に関する内容を含む。）・情報倫理	○ 情報社会と情報倫理	2
			○ 情報と職業	2
			人工知能概論	2
		コンピュータ・情報処理	○ コンピュータアーキテクチャ	2
			○ オペレーティングシステム	2
			○ アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2
			○ プログラミングワークショップ	2
			AI利活用演習	2
		情報システム	○ データベース	2
			人工知能	2
			ソフトウェア設計	2
			IoT演習	2
		情報通信ネットワーク	○ コンピュータネットワーク	2
		マルチメディア表現・マルチメディア技術	○ コンピュータグラフィックス	2
			画像処理	2
			○ 3D-CAD演習	2
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○ 情報科教育法Ⅰ	2
			○ 情報科教育法Ⅱ	2

- ・○印は必修科目とする
- ・高等学校一種は上記より○印を含め24単位を修得すること

・大学が独自に設定する科目 (別表1及び別表3の最低必修単位(47単位)を超えて修得した単位)	12単位以上 別表1及び別表3より○印を含め59単位以上を修得すること
--	--

〈別表2(第3条第2項、教育職員免許法施行規則第66条6に定める科目)〉

免 許 施 行 規 則 に 定 め る 科 目 区 分	単位数	左記に対応する開設授業科目			
		授 業 科 目	単位数		学科・備考
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		・経営学科 ・ソフトウェア情報学科
体 育	2	保健体育理論		2	・経営学科 ・ソフトウェア情報学科
		体育実技A	1		
		体育実技B	1		
外国語コミュニケーション	2	英語 I A	2		・経営学科 ・ソフトウェア情報学科
		英語 I B	2		
		中国語 I A		2	
情報機器の操作	2	情報リテラシー	1		・経営学科
		情報の集計・分析	1		
		プログラミング演習 I	3		・ソフトウェア情報学科

- ・日本国憲法は通常の教育課程上の必修科目ではないので、修得もれないように注意すること
- ・「情報機器の操作」については取得する免許状により必修が異なるので注意すること

〈別表3(第3条第3項、教職に関する科目)〉

○は必修科目とし、中一種は27単位以上、高一種は23単位以上修得することとする。

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講する科目 (中学校)	単位	本学で開講する科目 (高等学校)	単位	備 考
科 目	各科目に含める必要事項	単位数					
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	2	○教育原理	2	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		○教職概論	2	○教職概論	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○教育行政論	2	○教育行政論	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学	2	○教育心理学	2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別支援教育概論	2	○特別支援教育概論	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○教育課程論	2	○教育課程論	2	
道徳、生徒指導、総合的な学習の時間等の指導法及び	・道徳の理論及び指導法	中12 高10	○道徳教育の指導法	2			中免のみ
	・総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	2	○総合的な学習の時間の指導法	2	
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	2	○特別活動の指導法	2	
	・教育の方法及び技術		○教育方法学 (情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2	○教育方法学 (情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	2	○生徒・進路指導論	2	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法含む
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○教育相談	2	○教育相談	2	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育実習に関する科目	・教育実習	中5・高3	○教育実習Ⅰ ○教育実習Ⅱ ○教育実習Ⅲ	1 2 2	○教育実習Ⅰ ○教育実習Ⅱ	1 2	事前事後指導1単位を含む 中免のみ必修
	・学校体験活動						
	・教職実践演習	2	○教職実践演習(中・高)	2	○教職実践演習(中・高)	2	
単位数合計		中29 高25		中31		高27	
特例法に定める介護等体験		実習証明書取得	○介護等体験実習(事前・事後指導を含む) 特別支援学校(2日) 社会福祉施設(5日)			・中免のみ	

※教育実習の受講資格は、以下に掲げる科目を修得済みであること。

「教職概論」 2単位 1年次後期開設(必修科目)「教育原理」 2単位 1年次後期開設(必修科目)

「教育心理学」 2単位 2年次前期開設(必修科目)「特別活動の指導法」 2単位 2年次後期開設(必修科目)

「教育相談」 2単位 3年次前期開設(必修科目)「生徒・進路指導論」 2単位 2年次前期開設(必修科目)

「教科教育法」4～8単位 2年前・後期、3年前・後期(選択必修科目)

【別表4】教育実習申込資格 チェックリスト

- ・2年次修了までに、以下の科目を全て修得しておくこと。1つでも落とすと教職課程科目の履修や、教育実習申込等もできなくなる可能性があります。（教科教育法の※印を除く）

<教職に関する科目>		履修	備考
・	教職概論		
・	教育原理		
・	教育心理学		
・	特別活動の指導法		
・	生徒・進路指導論		

<教科に関する専門的事項>		履修	備考
・	教科教育法Ⅰ・Ⅱ		保健体育（中・高）、商業※、数学（中・高）、情報※

<別表2（第66条の6に定める科目）>		履修	備考
・	日本国憲法		
・	体育実技A		
・	体育実技B		
・	英語ⅠA		
・	英語ⅠB		
・	情報リテラシー		※総合経営学部学生のみ必須
・	情報の集計・分析		
・	プログラミング演習Ⅰ		※ソフトウェア情報学部学生のみ必須

<基礎スタンダード科目>		履修	備考
・	ねぶた学		
・	あおもり学		
・	地域貢献演習		
・	情報リテラシー		※ソフトウェア情報学部のみ
・	基礎演習		※ソフトウェア情報学部のみ

※ 商業科教育法Ⅰ・Ⅱ、情報科教育法Ⅰ・Ⅱは配当学年が3年生のため、修得見込みとする。